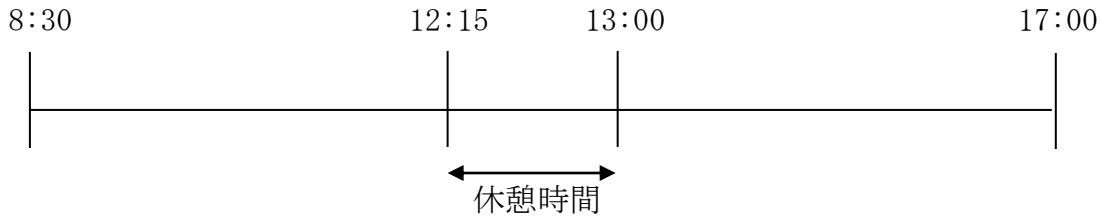
3　勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩の概要

職員の勤務時間は、８時３０分から１７時００分までのうち休憩時間４５分を除いて１日７時間４５分、週３８時間４５分です。（令和８年４月１日現在）



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として１年に２０日の有給休暇が与えられます。（各年度４月１日から３月３１日）

（単位：日）

令和７年度の平均取得日数	令和６年度の平均取得日数
１２．５	１２．９

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が認められます。

（単位：人）

種類	具体的な内容	付与日数	取得者数	
			令和７年	令和６年
ドナー休暇	一定の親族間以外に対して骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認める期間	0	0
ボランティア休暇	自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合	５日	0	0
婚姻に伴う休暇	職員が結婚した場合	６日	１４	１５

出生サポート休暇	不妊治療のための通院等をする場合	５日	４	２
産前産後休暇	８週間以内に出産予定の女性職員が申し出た場合及び女性職員が出産した場合	出産予定日前８週間目から出産の日後８週間目	１８	１３
妻の出産に伴う休暇	職員の妻が出産する場合	３日	２３	２３
男性の育児参加のための休暇	職員の妻が出産予定日前６週間目から出産の日後８週間目	５日	２１	１９
母子保健法に基づく健康診査の受診のための休暇	妊娠中の女性職員が母子保健法による保健指導又は健康検査を受ける場合	必要と認める期間	７	７
配偶者、父母、子及び配偶者の父母の看護のための休暇	配偶者、父母、子及び配偶者の父母で病気等により看護を必要とするものの看護をする場合	１０日	１７６	１６２
介護のための休暇	負傷、疾病又は老齢により２週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	５日	１１	７
親族の死亡	親族が死亡した場合	必要と認める期間	８１	８２
父母の祭日（法要）	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	必要と認める期間	７	３
夏季休暇	夏季における心身の健康保持・増進等を	７日	６６５	６６９

	図る場合			
リフレッシュ休暇	勤続年数が２０年又は３０年に達した場合	勤続３０年６日 勤続２０年５日	２４	４１

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する６月取得することができます。介護休暇は、１日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

（単位：人）

区　分	取得者数	
	令和７年度	令和６年度
介護休暇	0	0

（注）（　）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

（単位：人）

区　分	取得者数	
	令和７年度	令和６年度
病気休暇	４０	５４

(6) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長３年間取得することができます。育児休業は１日単位で、部分休業及び子育て部分休暇は時間単位で取得することができます。

区　分	取得者数（人）	
	令和７年度	令和６年度
育児休業	４９（３２）	５０（３８）

第１号 部分休業	１７（１４）	１６（１６）
第２号 部分休業	０（０）	-
第１号 子育て部分 休暇	５（３）	７（４）
第２号 子育て部分 休暇	１（０）	-

（注）（　）内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全・衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

（各年４月１日現在）

組織等	説　明	令和７年		令和６年	
		設置すべき事業場数	設置事業場数	設置すべき事業場数	設置事業場数
総括安全衛生管理者	安全管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険又は健康障害を防止するための措置、並びに健康診断の実施等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者	0	1	0	1
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者	0	0	0	0
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・処置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	2	2	2	2
安全衛生推進者等	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけられていない事業場において、施設、設備等の点検、使用状況の監視等を行う者	9	9	9	9
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	2	2	2	2

※安全委員会として設置	安全 委員会	労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	0	2	0	2
	衛生 委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	2	2	2	2